



令和6年11月18日(月)		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	高井尚治	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
家畜防疫 対策課	家畜防疫 対策監	小林弘明	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザを 疑う事例の発生について

本日、本巣市内の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されました。

記

1 農場の概要

所在地：本巣市内

飼養規模：採卵鶏 約1.5万羽

2 経緯

- (1) 令和6年11月18日(月)午前10時00分頃、当該農場から中央家畜保健衛生所(岐阜市)へ、飼養する鶏の死亡が増加した旨の通報がありました。
- (2) 同日、中央家畜保健衛生所の職員が農場に立ち入りし、当該農場に対して直ちに【1】鶏等の移動の自粛、【2】出入りの際の消毒の徹底及び【3】農場への関係者以外の立入禁止を指示しました。
- (3) あわせて、飼養されている鶏等を検体として鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性であることが判明しました。
- (4) これを受け、県は、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場に対して、鶏等の移動自粛等を要請しました。
- (5) 現在、簡易検査陽性となった検体を中央家畜保健衛生所(岐阜市)に搬送し、精密検査を実施中です。

3 今後の対応

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜^{*}の判定は、中央家畜保健衛生所の検査に基づき、農林水産省が行いますが、その見込みは11月19日(火)朝の予定です。疑似患畜と判定された場合は、発生農場の鶏の殺処分などの防疫措置を講ずるとともに、周辺農場の移動制限及び立入検査等を実施します。

あわせて、岐阜県家畜伝染病対策本部第1回本部員会議(本部長 岐阜県知事)を開催します。具体的な開催日時等は別途お知らせします。

*疑似患畜：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

(2) 本日 16:30 に記者クラブ室でブリーフィングを行います。

4 野鳥における対応

高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生したことを受け、疑似患畜が確認された場合には、環境省は、当該農場の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定する予定です。

指定された区域における野鳥のパトロールを行うとともに、県民への情報周知と注意喚起を実施する予定です。

5 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

【報道機関へのお願い】

- ① 現場での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとならないよう配慮をお願いいたします。
- ② また、県現地機関、市町村等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ③ 今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。